

横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申  
(答申第3288号)

令和7年12月18日

横情審答申第3288号

令和7年12月18日

横浜市長 山中竹春様

横浜市情報公開・個人情報保護審査会

会長 松村雅生

個人情報の保護に関する法律第105条第3項の規定により読み替えて準用する同条第1項の規定に基づく諮問について（答申）

令和6年7月31日栄生支第588号による次の諮問について、別紙のとおり答申します。

「ケース記録（特定年月日1～特定年月日2）」の保有個人情報一部開示決定に対する審査請求についての諮問

答 申

1 審査会の結論

横浜市長が、「ケース記録（特定年月日1～特定年月日2）」の保有個人情報を一部開示とした決定は、妥当である。

2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、横浜市長（以下「実施機関」という。）が令和6年6月25日付で行った上記1記載の保有個人情報（以下「本件保有個人情報」という。）の保有個人情報一部開示決定（以下「本件処分」という。）の取消しを求めるというものである。

3 実施機関の一部開示理由説明要旨

本件保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）第78条第1項第2号及び第7号に該当するため一部を不開示としたものであって、その理由は、次のように要約される。

(1) 法第78条第1項第2号の該当性について

本件保有個人情報のうち、審査請求人以外の個人の氏名及び現況に関する記録並びに審査請求人以外の個人に係る担当職員の所見、支援方針及び所内協議内容については、審査請求人以外の個人に関する情報であって、開示することにより、特定の個人の権利利益を害するおそれがあるため、本号に該当し、不開示とした。

(2) 法第78条第1項第7号の該当性について

ア 本件保有個人情報のうち、審査請求人に係る担当職員の所見、支援方針及び所内協議内容については、審査請求人の認識と異なっていた場合、審査請求人との信頼関係を損ない、今後の適正な支援が困難になるなど、生活保護事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、本号柱書に該当し、不開示とした。

イ 本件保有個人情報のうち、関係機関及び関係部署（以下「関係機関等」という。）との連絡及び協議に関する記録については、開示することを前提とせず、関係機関等の協力のもと提供されたものであり、開示すると関係機関等との信頼関係を損ない、その協力が得られなくなるおそれがある。また関係機関等と審査請求人の認識が異なっていた場合には、関係機関等と審査請求人との信頼関係が損なわれ、関係機関等が生活保護業務の一環である相談や支援を行う上で支障が

生じることで、実施機関の審査請求人に係る生活保護業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、本号柱書に該当し、不開示とした。

#### 4 審査請求人の本件処分に対する意見

審査請求人が、審査請求書及び反論書において主張している本件処分に対する意見は、次のように要約される。

- (1) 本件処分を取り消し、全部を開示するよう求める。
- (2) 経緯の説明が全くなされておらず、状況に対する理解が栄区役所全体で不十分である。
- (3) 審査請求人の子の所在を行政機関の誰も把握していない。親元にも帰ってきていない。子の申告に嘘の部分も大変多く、問題が多発しているため、情報の公開は現在の問題の解決、将来の子の人生設計において非常に重要である。

#### 5 審査会の判断

##### (1) 生活保護に係る事務について

横浜市では、生活保護に係る申請又は通報があると、福祉保健センター長が、生活保護法（昭和25年法律第144号）に基づき申請又は通報の内容及び世帯の要保護性について、要保護者の実態を把握するための調査を行い、生活保護の決定を行う。生活保護の決定後は、最低限度の生活を保障するだけでなく、被保護者の自立の助長を図るため、その世帯の状況や環境を把握し、必要に応じた支援を行う。

福祉保健センター長は、生活保護申請がなされると、申請者又はその世帯ごとに必要書類を整えて生活保護ケースファイルを作成しており、これにはケース記録等の生活保護の実施に係る必要書類がつづられている。

##### (2) 本件保有個人情報について

本件保有個人情報は、審査請求人に対して生活保護を実施する上で作成された生活保護ケースファイルに含まれる文書のうち、ケース記録である。

当審査会において本件保有個人情報を見分し、不開示部分を、審査請求人以外の個人を特定する情報（以下「不開示部分1」という。）、関係機関から得られた情報及びそれに係る連絡調整の内容（以下「不開示部分2」という。）、担当職員の所見、支援方針及び所内協議内容（以下「不開示部分3」という。）に分類し、以下検討する。

##### (3) 法第78条第1項第2号の該当性について

ア 法第78条第1項第2号では、「開示請求者以外の個人に関する情報・・・であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの・・・。ただし、次に掲げる情報を除く。イ 法令の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報、ロ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報、ハ 当該個人が公務員等・・・である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分」を不開示情報と規定している。

イ 不開示部分1には、審査請求人以外の個人の言動、審査請求人以外の個人に係る所見及び対応内容等が記載されている。これらは、審査請求人以外の個人に関する情報であって特定の個人を識別することができるものであるから、本号本文に該当し、ただし書イからハまでに該当しない。

(4) 法第78条第1項第7号の該当性について

ア 法第78条第1項第7号柱書では、「・・・地方公共団体・・・が行う事務又は事業に関する情報であって、開示することにより、・・・当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」を不開示情報と規定している。

イ 不開示部分2には、実施機関が生活保護事務を進める中で、関係機関から協力を得て収集した情報や必要に応じて関係機関と調整した経過が記載されている。関係機関としては、それが審査請求人に開示されると想定していないと考えられるので、開示した場合には、今後、その協力が得られなくなるなど、生活保護事務の適正な遂行に支障が生じるおそれがあると認められることから、本号柱書に該当する。

ウ 不開示部分3には、実施機関職員の審査請求人に対する率直な所見及び評価並びにそれらに基づき検討した支援方針が記載されている。これらの情報を審査請求人に開示すると、その認識と異なっていた場合、今後の適正な指導・援助が困難になるなど、審査請求人に係る生活保護事務の適正な遂行に支障が生じるおそれがあると認められることから、本号柱書に該当する。

(5) 審査請求人のその他の主張は、いずれも当審査会の判断を左右するものではない。

(6) 結論

以上のとおり、実施機関が本件保有個人情報を一部開示とした決定は、妥当である。

(第三部会)

委員 金井恵里可、委員 藤嶋崇友、委員 山本紗知

《 参 考 》

審 査 会 の 経 過

年 月 日	審 査 の 経 過
令 和 6 年 7 月 31 日	・実施機関から諮詢書及び弁明書の写しを受理
令 和 6 年 8 月 27 日	・実施機関から反論書の写しを受理
令 和 7 年 10 月 16 日 (第320回第三部会)	・審議
令 和 7 年 11 月 20 日 (第321回第三部会)	・審議